

資料29

不活性ガス消火設備（NN100-2M）に係る技術上の基準の特例

1 概要

消火システムNN100-2Mは、省令第19条に定める不活性ガス消火設備（窒素ガス消火設備）と同様の設備構成であるが、同省令に定める消火剤量放出時間（防護区画へ放出する必要消火剤量の9/10以上を1分以内に放射する）を延長する（2分以内）ことにより、避圧ダクト及び噴射ヘッドまでの配管径のサイズの低減を図り、施工及び維持管理の効率性を向上させるシステムである。

なお、本システムは平成29年度末まで特殊消防用設備等として取り扱われていたものである。

2 特例基準

次の条件を満たす場合は、政令第32条又は条例第47条を適用し、省令第19条第2項第三号ロに定める防護区画へ放出する必要消火剤量の9/10以上を2分以内に放射することができる。

(1) 一般財団法人日本消防設備安全センターが実施する「消防設備システム評価委員会」において、評価された維持管理体制が確保されていることを前提に、同委員会から次の事項に基づき、防火安全性能を有する法第17条に定める消防用設備等として総合評価を得ていること。

ア 消火性能について、通常の窒素ガス消火設備と同等に火災を確実に消火する性能を有している。

イ 防護区画を防火区画とし、密閉性能を維持できるなど消火効果を考慮した措置を講じている。

ウ 人に対する安全対策について、従来の不活性ガス消火設備と同様に、退避警報及び入室禁止表示を技術基準どおりに設けている。また、放出された消火剤等の避圧・排出、ガス消火剤放射後の室内の換気、誤放出防止に対しても十分な対策を講じている。

(2) 前(1)、イの防火区画による防護区画について、適正に維持管理すること。

3 事務処理

(1) 特例申請関係

ア 条例第64条第1項第2号に基づき、防火対象物の関係者に基準の特例等に関する規定の適用申請を求めること。

イ 火災予防規程第78条に基づき処理してください。

ウ 条則第25条第2項第2号の表の適用区分に基づき、条則別記第25号様式の基準の特例等適用申請書に添付する図書は、配置図、平面図、立面図、詳細図、仕上表、消防設備システム評価書等、設置する設備等の工事の設計に必要な図書等、特例要件が確認できる図書とします。

エ 条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書の条件又は理由欄には、次の事項を記載すること。

(7) 申請内容のとおり施工すること。

(8) 申請内容（条件）に変更が生じた場合は、原則として法又は条例に基づく技術上の基準に適合させること。

(9) 申請内容（条件）を適正に維持管理すること。

(2) その他指導事項

特例要件に係る内容について、適正な維持管理が行われるよう巡視・点検・自主検査等のすべき事項を消防計画に定め、自衛消防活動体制を確保するよう関係者に対して指導すること。

